

岐阜県公報

第 千 九 百 二 十 二 号
平 成 二 十 年 二 月 十 九 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

- | | | |
|------------------------|-----------|--------------------|
| ○医療扶助のための医療担当機関の指定 | (健康福祉政策課) | 一二五 ^{ページ} |
| ○指定医療機関の廃止の届出 | (同) | 一二五 |
| ○指定医療機関の所在地変更の届出 | (同) | 一二六 |
| ○道路の区域変更 | (道路維持課) | 一二六 |
| ○道路の供用開始 | (同) | 一二七 |
| ○中津川都市計画公園事業の変更認可 | (街路公園課) | 一二八 |
| 公 示 | | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証申請 | (環境生活政策課) | 一二八 |
| ○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 | (商業流通課) | 一二九 |
| ○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し | (建設政策課) | 一三〇 |
| ○土地改良区清算人の退任 | (郡上農林事務所) | 一三一 |

告 示

岐阜県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
尾 崎 医 院	尾 崎 透	恵那市明智町八七四―三	平成二〇・一・一
じや い け 薬 局	有限会社セイブ	海津市平田町蛇池字屋敷中一四五―二	同 四
ALCOCLINENT	齋 藤 雅 則	本巢市下真桑三五七―五	同 五
下呂市立馬瀬診療所	下 呂 市 長	下呂市馬瀬数河四三九―三	同 一七
下呂市立西村出張診療所	下 呂 市 長	下呂市馬瀬西村八四〇番地	同
小木曾歯科医院小坂診療所	小 木 曾 明	下呂市小坂町大島字塚中一七五五―八	平成二〇・二・一

岐阜県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定に

より告示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日
尾崎医院 尾崎健次 恵那市明智町八七四―三 平成一九・三・三
ユタカ薬局リオ 株式会社ユタカ 本巣市政田字上市場一四 同 六
フアイマシー
馬瀬診療所 馬瀬村長 下呂市馬瀬数河四三九―三 平成二〇・一・二五

岐阜県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日
大垣市訪問看護ステーション 社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 新 大垣市今宿五一―一 平成一九・三・二七
旧 大垣市馬場町一二四番地

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

県道										道の種類
笠下 松中線						一大 宮垣線		路線名		
羽島市正木町三ツ柳字外河原木曾川右岸堤防敷地先（一二五三番五二）から同市同町大浦字柳原木曾川右岸堤防敷地（七番一四）まで						羽島市正木町新井字五丁目官公有無番地先（一二四二番）から同市同町大浦字柳原木曾川右岸堤防敷地先（六番二六）まで		区間		
後		前		後		前		別前変区 後更域		
八・三 三・八		八・三 八・八		九・七 二六・〇		二〇・二 三・一		敷地の幅員 （メートル）		
二五・〇		二五・〇		二五・〇		四八・九		延長 （メートル）		
重と一宮大は及 用一宮垣県部線						BA係図及び 係図及び関係する敷地面積をい		備考		

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字下落合九七〇番九地先から同郡同町同字蔵橋二九番三七地先まで			四・〇 二七・六	二六〇・〇	
			六・〇 三五・〇			二五〇・〇	

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			

県道 門和線
佐瀬戸線

下呂市火打字井之口一五
三一
番五地先から
同市同字高ヶ平一四
一二番地先まで

後	前
二・四 一五・五	三・七 八・五
一〇三・六	一〇三・六

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
県道	洞田口線	下呂市蛇之尾字丸尾山八三一 番一地先から 同市同字同八五一 番一地先まで	七・五	平成 二〇・二・九	平成 一九・三・二〇

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道		道の種類	
四百七十 一号		路線名	
飛騨市古川町野口字大平 四二八番九地先地内		区 間	
後	前	区域 変更 前後 別	
三・五 三・二	一八・八 三・三	敷地の幅員 (メートル)	
三・八	三・八	延長 (メートル)	
		備考	

岐阜県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により中津川都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
中津川都市計画公園事業 6・5・1号 中津川公園
- 三 事業施行期間
昭和六十三年八月九日から
平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 中津川市茄子川字中垣外地内
使用の部分 なし

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域のあしを考える会
- 三 代表者の氏名 高田 孝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市愛岐ヶ丘五丁目一八三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、車社会を中心に構築されている現代の交通システムから、少子高齢化が進み、より多様な移送サービスが求められる時代となり、それに対応した新しい交通システムを提供することにより、地域市民の利便性に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピッコロ
- 三 代表者の氏名 棚橋 修
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼朝日町三丁目一八七番地の三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域助け合いの精神に基づいたふれあい

社会づくりを基本理念として、高齢者とその介護者、子どもと親を対象に三世代支援を行い、すべての人が自分らしく生きるためにともに協力し合い、地域コミュニティづくりと生き甲斐のある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年二月十九日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）バロー則武店

岐阜市則武中一丁目二七番四 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年二月十九日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）バロー瑞浪中央ショッピングセンター（Aゾーン）

瑞浪市土岐町畑廻七三〇 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年二月十九日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）バロー瑞浪中央ショッピングセンター（Bゾーン）

瑞浪市土岐町内沼七四三八 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年二月十九日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地 (仮称)パロー瑞浪中央ショッピングセンター(Cゾーン) 瑞浪市土岐町畑廻七三三六 外		二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)			
○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件					
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。					
なお、その意見書は平成二十年二月十九日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。					
平成二十年二月十九日		岐阜県知事 古 田 肇			
一 建物の名称及び所在地 (仮称)パロー揖斐川ショッピングセンター 揖斐郡揖斐川町上南方字中島一二二番 外		二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)			
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し					
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。					
平成二十年二月十九日		岐阜県知事 古 田 肇			
取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年五月一日	株式会社桑原工務店	代表取締役 役 桑原 隆雄	安八郡安八町西結二〇八七番地	般十七一・二二〇四	土木一式、建築一式及びとび・土工・コンクリート工事業
平成十九年九月一日	福永建設株式会社	代表取締役 役 正大 助	可児市広見四丁目一一番地	般十八一・五八八四	建築一式工事業
平成十九年十月三十一日	山下組	山下繁雄	関市下有知三三二番地四	般十八一・二五〇〇	土木一式及びとび・土工・コンクリート工事業
平成十九年十二月十八日	株式会社青葉建設	代表取締役 役 大野 良郎	岐阜市西改田上の町五〇番地三	般十七一・〇一五七〇	とび・土工・コンクリート及びほ装工事業
平成十九年十二月二十一日	宇田工務店	宇田学	大野郡白川村鳩谷一四	般十八一・一四四八	建築一式工事業
平成十九年十二月二十七日	株式会社加藤組	代表取締役 役 加藤 芳晴	多治見市若松町一丁目二二番地の五	般十四一・四〇一一	大工、屋根、防水及び内装仕上工事業
平成十九年十二月二十八日	鷹三浦組	三浦正人	海津市海津町札野二六二番地	般十八一・二〇〇六二〇	とび・土工・コンクリート工事業
平成十九年十二月三十一日	カネコデシキ	金子齊	可児市中恵土一七七九一	般十四一・五〇〇二一四	電気工事業
平成二十年一月一日	株式会社金山組	代表取締役 役 金山 守司	大垣市上石津町一之瀬二三五番地一	特十九一・三四〇九	建築一式工事業
平成二十年一月七日	共立産業株式会社	代表取締役 役 金森 幸雄	安八郡安八町東結三九九一	般十九一・二九〇三	土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装、電気通信及び水道施設工事業

平成二十 年一月十 七日	有限会社 間山土木	代表取締 役 間山 龍太郎	飛騨市神岡町 館野町四番地 一	般十九一五 六三九	土木一式及びとび ・土工・コンクリ ート工事業
平成二十 年一月二 十一日	株式会社 篠田商会	代表取締 役 坪井 文吾	岐阜市竜田町 四丁目八番地	特十五一八 三〇二	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト及び鋼構造物工 事業
平成二十 年一月二 十一日	株式会社 マックス	代表取締 役 松本 祐一	岐阜市本荘中 ノ町二丁目六 番地	般十六一 〇一四七九	建築一式及び電気 工事業
平成二十 年一月二 十一日	扶桑建設 株式会社	代表取締 役 橋口 治	岐阜市忠節町 一丁目七番地	般十八一 一二六	建築一式、塗装及 び防水工事業
平成二十 年一月二 十一日	安江組	安江伸治	加茂郡白川町 赤河一〇七八 の七	般十六一五 〇〇一八六	土木一式及びとび ・土工・コンクリ ート工事業
平成二十 年一月二 十三日	株式会社 所工務店	代表取締 役 所信 宏	揖斐郡揖斐川 町春日六合七 五十一	般十八一 四二七四	建築一式及び管工 事業

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区名 退任年月日 氏 名 住 所

美並土地改良区 平成二〇・一・三

河合辰男	郡上市美並町白山三五番地二
小椋久男	同 一七五三番地
山田重徳	郡上市美並町山田 三〇〇番地
三田村利孝	同 白山一七五番地一
櫻井 實	同 七六八番地
西林文夫	郡上市美並町上田三二六七番地一
山下峯雄	同 三二九六番地
加藤 忠	同 一三三四番地一
加藤善一	同 一三三〇番地
福手正規	郡上市美並町大原 九九八番地
河合勝美	同 二七七番地一
山田嘉直	郡上市美並町山田 二八七番地
林 接治	同 白山二一四〇番地
小林良生	同 七二七番地三
牛丸繁昌	同 一一番地四
川合隆司	同 三六六番地一の二
水口喜英	郡上市美並町山田 九四三番地
水口雅也	同 一〇〇六番地
馬場政成	同 一六八一番地
馬場謙三	同 一七四五番地

平成二十年二月十九日印刷
平成二十年二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社